

# 「あみだの碑」管理規約

宗教法人法蔵院

## 第1条【名称と管理】

宗教法人法蔵院（以下本寺）の永代供養墓を「あみだの碑/あみだの碑」と称し本寺が管理運営する。

## 第2条【目的】

本規約は、本寺設置の「あみだの碑」における合祀、供養に関し、必要な事項を定め適切に執り行うことを目的とする。

## 第3条【使用資格】

使用者（以下施主）の宗旨宗派不問。檀信徒入檀の義務無。入檀、本寺催事参加は施主の判断による。

## 第4条【合祀の冥加料（費用）】

「あみだの碑」は合祀墓のため、合祀後は如何なる場合も遺骨の返還不可。  
納骨の手順 遺骨は本堂に安置、本寺の都合で施主に連絡なく合祀する。第4条6項除く。  
※ 必要経費完納時使用権者となる。一度納めた冥加料の返還はしない。

1. 合祀費用 30,000円 納骨費用含む。
2. 事務冥加料（手数料） 10,000円
3. 骨壺処分費用 4,000円
4. 年会費 0円
5. 授与戒名料 150,000円～ 希望者には戒名を授け本堂にて法要供養する。
6. 僧侶立会読経合祀 30,000円 施主が合祀に立ち会う。施主と僧侶読経で行う。
7. 納骨費用 15,000円 上記6.の場合必要です。石材店納骨費用。
8. 芳名版彫刻料 35,000円 芳名版に戒名、俗名、命日等彫刻。故人様の生きた証を残す。

## 第5条【使用承諾証の交付】

「あみだの碑」使用希望者は、本寺所定の「あみだの碑使用申込書」にて申込申請、必要費用、埋（改）葬許可証を添え許可申請後、「あみだの碑使用承諾書」の交付を受けること。

## 第6条【参拝方法】

1. 備え付けの花器、香炉以外使用禁止。供花のための自家用花器等使用不可。
2. 供物不可。墓参り後は施主様が撤去処分してください。ご自宅の仏壇に備え付ける等
3. 「あみだの碑」は24時間いつでも参拝可能です。

## 第7条【法要】

1. 当寺、施餓鬼法要 8/17、十夜法要 11/8、春秋彼岸法要にて、合同永代供養する。
2. 施主の申出により、年忌法要等、仏事に関する法要を本寺で勤修できる。ただし浄土宗作法に限る。

## 第8条【遺骨の返還】

「あみだの碑」に合祀されている遺骨は、いかなる場合も返還できません。

## 第9条【使用資格の失格】

次の各項に該当する行為があった場合は、「あみだの碑」の使用承諾を取り消す。

1. 承諾証名義人が、承諾を受けた目的以外に使用した時。承諾名義人が「あみだの碑」の使用権を第三者に譲渡または転貸したとき。
2. 他の使用者への迷惑行為、本寺、近隣への迷惑行為を住職が認めたとき。
3. 施主が死亡したとき。
4. 施主は、住職より使用を断られた場合、なんら異議申し立てすることなくそれに従うこと。

## 第10条【不可抗力による事故の責任】

天災地変等の不可抗力による損害に対して、本寺はその責任を負わない。

## 第11条【規約改正】

規約改正が行われた場合、施主は改正の告知有無に係らず異議申立てすることなく新規約に従うこと。

## 第12条【規約に定めない事項】

本規約に定めのない事項については、住職の判断により執務する。

附則 この規則は、平成28年8月1日より適用される。

この規則は、令和元年6月13日改訂する。

この規則は、令和元年8月1日改訂する。

この規則は、R3.2.4 R4.12.1改訂する。